

1. タブレット利用のきまり

みなさんが使っているタブレットは、これから卒業するまで使います。

きまりを守って、大切に楽しく使いましょう。

- ① きれいな手で使いましょう。
- ② 充電ケーブルを外してからタブレットを取り出します。
- ③ 持ち運ぶときは両手で持ちます。
- ④ 使う前と後に、壊れていたり、なくなっていたりするものがないか点検します。
- ⑤ 作ったファイルは、先生から指示された場所に保存します。
- ⑥ タブレットをしまう時は、充電ケーブルを正しくつなぎます。
- ⑦ さわってはいけないと指示された場所はさわりません。
- ⑧ 約束を守って使います。



2. 東浦町立小・中学校におけるタブレット端末使用規程

令和3年1月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、東浦町立小・中学校(以下「学校」という。)のタブレット端末の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 タブレット端末は、学習の質、効果の向上及び学習内容の定着に資することを目的として使用する。

(管理責任者)

第3条 管理責任者は校長とする。管理責任者は、タブレット端末を適正に管理するため、情報管理者を指名し第4条に定める業務を行わせることができる。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、すべてのタブレット端末が、常に最良の状態で使用できるように、管理場所を定め、適正に管理しなければならない。

- 2 管理責任者は、タブレット端末の使用が適正に行われるために、使用状況を把握し、必要に応じて指導、助言を行う。
- 3 管理責任者は、タブレット端末の脆弱性を塞ぐために、アップデートを徹底しなければならない。
- 4 管理責任者は、利用する全てのサービスの ID 及びパスワードを適切に管理しなければならない。
- 5 管理責任者は、全てのタブレット端末をタブレット端末管理台帳(様式1)で管理しなければならない。
- 6 管理責任者は、アプリケーションオンデマンドへアプリケーションを登録することができる。ただし、次の各号に掲げる事項に留意する。
 - (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。
 - (2) 無料且つ信頼できるものであること。
 - (3) 原則有料アプリケーションの登録は認められない。ただし、第2条により管理責任者が必要だと認められる場合は、東浦町教育委員会(以下、「教育委員会」という。)と協議すること。
 - (4) アプリケーションを登録しようとする時は、アプリケーションオンデマンド追加申請書(様式2)を教育委員会へ提出すること。
- 7 管理責任者は、定期的にタブレット端末を確認し、不要なデータ等はその都度削除する。
- 8 管理責任者は、タブレット端末に障害・事故等が発生したときは、すみやかに教育委員会に連絡しなければならない。

(使用者)

第5条 タブレット端末の使用者は、学校に在籍する児童、生徒及び教職員とする。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、タブレット端末の使用を適正に行うとともに、携帯中の毀損、紛失、盗難等の防止に十分注意しなければならない。

- 2 使用者は、タブレット端末の使用後、使用する際に作成されたデータを教育委員会が指定するクラウドストレージ (Google ドライブ等) に保存する。ただし、必要がある場合は、一定の間、タブレット端末に保存しておいてもよい。
- 3 使用者が児童、生徒であった場合、使用にあたってのタブレット端末の管理については、授業担当者又は担任が、適正に行うものとする。
- 4 タブレット端末を校外に持ち出す場合には、使用者は持ち出し日、持ち出し期間、持ち出し台数及び目的を管理責任者へ申告し許可を得なければならない。また、その際には、すみやかに目的地に運ぶこととし、短時間であっても車内等に放置するようなことは絶対に行ってはならない。
- 5 使用者が児童、生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「授業担当者又は担任」と読み替えるものとする。
- 6 タブレット端末を校外に持ち出している場合に必要になった充電費用は使用者が負担するものとする。
- 7 タブレット端末の利用は自己責任を原則とし、その利用によって生じた費用及び損害は使用者が負う場合がある為、使用の際には十分に注意しなければならない。ただし、動産保険に適用される場合の損害を除く。
- 8 使用者が児童、生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(適正利用)

第7条 タブレット端末の適正な使用のため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年8月13日法律第128号)、著作権法(昭和45年5月6日法律第48号)、個人情報保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)等の関係法令及び東浦町小中学校情報セキュリティポリシー(平成30年4月1日改正)を遵守しなければならない。

- 2 次の各号に掲げる事項については、これを禁止する。
 - (1) 第2条の目的以外の利用
 - (2) 暗号化されていないWi-Fiや公衆無線LANへの接続及びWEP方式での接続
 - (3) 児童、生徒による校務系サーバへの接続
 - (4) ID、パスワードの漏洩
 - (5) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
 - (6) 個人のクレジットカード情報やiTunes情報等、個人情報の入力
 - (7) 貸与されたタブレット端末を第三者へ貸し出す及び転売すること。
 - (8) 利用が許可されていないファイルへのアクセス
 - (9) 不当又は児童、生徒によるハードウェア、ソフトウェアの設定変更

- (10) 児童、生徒によるアプリケーションインストール。ただし mobiApps オンデマンドからのインストールを除く。
- (11) ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) の利用
- (12) 学習上必要のあるサイト以外の閲覧
- (13) アプリケーション内課金
- (14) Jail Break 等を使用した不正な制限解除
- (15) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

(使用の停止)

第 8 条 管理責任者は、前条に規定する禁止行為を行った使用者に対し、改善するよう指導しなければならない。指導後も改善が図られない場合は、タブレット端末の使用を停止する。

(障害・事故)

第 9 条 使用者は、次の各号に掲げる障害・事故等が発生した時は、ただちに管理責任者に報告しなければならない。

- (1) タブレット端末を毀損、紛失したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- (2) パスワード及び東浦町立小中学校セキュリティポリシー第 26 条に定義する情報資産の内重要性 A 及び B が第三者に漏洩した可能性があるとき。
- (3) タブレット端末が正常に動作しなくなったとき。
- (4) データの改ざん・抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウイルスの侵入等、又は、それらのおそれのある事実を発見したとき。

2 故意による毀損、紛失・等の事故あるいはその他の理由で、タブレット端末の全部又は一部が使用できなくなった場合、使用者は教育委員会が定める相当の代価を弁償しなければならない。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、相当代価を減額し、又は免除することができる。

3 タブレット端末の使用者が児童、生徒であった場合、前項に規定する「使用者」は「使用者の保護者」と読み替えるものとする。

(その他)

第 10 条 タブレット端末の利用に関して、本規程に定められていない事項の追加及び定められた事項の変更が発生した場合には、管理責任者と教育委員会との話し合いの上、対処するものとする。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。